○八峰町建設工事入札制度実施要綱

|  |
| --- |
| (平成18年3月27日告示第43号) |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 改正 | 平成18年7月4日告示第79号 | 平成18年12月1日告示第95号 | | 平成19年3月28日告示第10号 | 平成20年3月10日告示第8号 | | 平成20年10月1日告示第49号 | 平成22年1月20日告示第1号 | | 平成22年9月1日告示第55号 | 平成23年3月22日告示第14号 | | 平成24年12月27日告示第65号 | 平成27年3月24日告示第25号 | | 平成29年6月14日告示第60号 | 平成30年2月13日告示第9号 | | 令和元年6月1日告示第36号 |  | |

|  |
| --- |
|  |

(目的)

第1条　この告示は、町が発注する建設工事の競争入札について必要な事項を定め、入札制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

(資格審査)

第2条　 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者で町工事の入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入札参加資格についての審査(以下「資格審査」という。)及び等級格付を受けなければならない。

2　資格審査は、２年に1回定期の審査を行うものとする。ただし、町長が必要と認める場合は、随時審査を行うものとする。

3　次に掲げる者については、資格審査及び等級格付を行わないものとする。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

(2)　入札参加資格の認定を受けようとする工種に応じた別表第2に定める法第3条第1項の規定による建設業の許可（当該工種が、一般土木工事である場合にあっては土木工事業、とび・土工工事業又はしゅんせつ工事業の、解体工事である場合にあっては土木工事業、建築工事業又は解体工事業のいずれかの許可）を受けていない者

(3)　申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者及び同等と認められる者

(資格審査の項目)

第3条　資格審査は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、秋田県建設業登録格付名簿に搭載されている者については、当分の間、当該資格審査を省略することができる。

(1)　客観的事項

ア　経営規模

イ　経営状況

ウ　技術力

エ　その他の審査項目

(2)　主観的事項

ア　有資格技術者の保有状況(別表第1)

イ　施工実績

ウ　自己資本額

エ　工事成績

オ　納税の状況

カ　指名停止の状況

キ　社会保険等の加入の状況

ク　営業内容

ケ　社会的要請への対応の状況

コ　地域貢献活動の実施状況

サ　人材の確保・育成の状況

2　客観的事項については、経営事項審査制度により評定する。

(資格審査の申請)

第4条　 第2条の規定による資格審査及び等級格付を受けようとする者は、一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）(以下「申請書」という。)を、町長に提出しなければならない。

2　申請書の提出部数、申請書に添付する書類等は別に定める。

3　前項の規定による申請書の提出期限は、受付する年の3月20日までとする。ただし、町長が必要と認める場合は、随時受付を行うものとする。

(等級格付)

第5条　町長は、前条第1項の規定による町内業者の申請書の提出を受けたときは、資格審査委員会に諮って、適当と認められるものについて等級格付をし、建設業者等級格付名簿(以下「名簿」という。)に登載し、その結果を業者に速やかに通知するものとする。ただし、町外業者については名簿に登載し、必要に応じて資格審査を行い等級格付をするものとする。

2　前項の規定する等級格付は、第3条の規定による審査の結果に基づき、別表第3の等級別発注基準表により等級を格付するものとする。

3　名簿の有効期間は、名簿登載の日から次期の定期の審査に基づく名簿登載の日の前日までとする。ただし、中途における場合は、その残期間とする。

(共同企業体の特例)

第6条　技術的難度の高い工事の施工に際し、技術力等を結集して工事の安定的施工を確保するため工事ごとに結成された特別共同企業体、又は優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保するに当たり、その経営力及び施工力を強化するために結成された一般共同企業体については、共同企業体入札参加資格審査申請書を町長に提出しなければならないものとする。ただし、第4条第2項の規定にかかわらず資格審査を行うものとする。

(資格審査委員会の設置)

第7条　 第5条第1項に規定する資格審査、入札参加資格の認定及び等級格付について審議するため、建設業資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)を置くものとする。

(資格審査委員会の組織)

第8条　資格審査委員会は、委員長1人及び委員7人をもって組織する。

2　委員長は、副町長をもって充てる。

3　委員は、総務課長、企画財政課長、税務会計課長、産業振興課長、農林振興課長、建設課長及び学校教育課長をもって充てる。

(委員長)

第9条　委員長は、会務を総理する。

2　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務課長がその職務を代行する。

(資格審査委員会の会議)

第10条　資格審査委員会は、委員長が招集する。

2　資格審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3　資格審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(指名の基準)

第11条　指名競争入札を実施する場合においては、契約担当者は、入札に付する町工事の内容に対応する別表第2の左欄に掲げる工種（以下この条において「対応工種」という。）に係る格付を受けた者のうちから指名するものとする。

2　契約担当者は、対応工種及び請負対応額に応じ別表第3に定める等級に格付された者のうちから指名するものとする。ただし、特別な技術を要する建設工事を入札に付する場合又は工事の種類、内容若しくは地域の建設業者の能力等を勘案しこれにより難いと認められる場合は、この限りでない。なお、この場合にあっては、適正な競争性の確保を図るものとする。

3　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対応工種及び請負対応額に対応する等級以外の等級（対応工種に係るものに限る。）に格付された者のうちから指名することができる。

(1)　災害等により緊急を要する工事

(2)　特別の施設又は技術を要する工事

(3)　関連工事、附帯工事、又は補修工事で当該施設を施工した者に、請け負わせることが適当と認められるとき。

(4)　等級に格付された者の数が極めて少ない場合

4　指名においては、次の事項に留意しなければならない。

(1)　建設業許可の状況

(2)　信用度

(3)　工事成績

(4)　手持ちの工事の状況

(5)　当該工事の地理的状況

(6)　技術者の状況

(7)　当該工事の施工についての技術的適性

(8)　機械器具の保有状況等

(9)　安全管理の状況

(10)　労働福祉の状況

(11)　その他

(条件付き一般競争入札)

第11条の2　前条の規定は、条件付き一般競争入札について準用する。

2　前項に定めるもののほか、条件付き一般競争入札に関し必要な条項は、別に定める。

(指名審査委員会)

第12条　指名業者の選定等について審議するため、指名審査委員会を置く。

2　指名審査委員会は、次の事項を審議するものとする。

(1)　指名競争入札に参加させる者及び随意契約の相手方の選定

(2)　その他工事の執行に関し必要と認める事項

(3)　指名停止に関すること

3　指名審査委員会委員には、資格審査委員会委員をもって充てる。

4　指名審査委員会については、第8条から第10条までの規定を準用する。

(指名停止)

第13条　町長は、名簿登載業者が工事請負等に関して、不正、不誠実な行為又は暴力的不法行為等が明らかになった場合は、指名審査委員会の審議を経て当該業者に対し1カ月以上18カ月以内の期間を定めて指名を停止することができる。

(庶務)

第14条　資格審査委員会及び指名審査委員会の庶務は、総務課において行うものとする。

(その他)

第15条　この告示に定めのない事項については、八峰町建設工事等競争入札事務取扱要領(平成18年八峰町訓令第35号)によるほか、資格審査委員会において協議する。

附　則

この告示は、平成18年3月27日から施行する。

附　則(平成18年7月4日告示第79号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、公布の日から施行する。

附　則(平成18年12月1日告示第95号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、公布の日から施行する。

附　則(平成19年3月28日告示第10号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年3月10日告示第8号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成20年10月1日告示第49号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、公布の日から施行する。

附　則(平成22年1月20日告示第1号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成22年2月1日から施行する。

附　則(平成22年9月1日告示第55号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成22年9月1日から施行する。

附　則(平成23年3月22日告示第14号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成24年12月27日告示第65号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成25年1月4日から施行する。

附　則(平成27年3月24日告示第25号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成29年6月14日告示第60号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成29年6月14日から施行する。

附　則(平成30年2月13日告示第9号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

(施行期日)

1　この告示は、平成30年2月13日から施行する。

(入札参加資格の審査に関する経過措置)

2　この要綱による改正後の八峰町建設工事入札制度実施要綱（以下「新要綱」という。）第2条第3項第2号及び第3条第2号の規定は、平成31年5月1日から適用する入札参加資格の審査について適用し、同日前に適用が終了する入札参加資格の審査については、なお従前の例による。

(舗装工事に関する経過措置)

3　新要綱別表第２の規定は、平成30年5月1日以降に広告等を行う建設工事について適用し、同日前に公告等を行う建設工事については、なお従前の例による。

4　平成30年5月1日の前日においてこの要綱による改正前の八峰町建設工事入札制度実施要綱（以下「旧要綱」という。）のほ装工事の等級格付を受けている者については、同年5月1日から平成31年4月30日までの間は、新要綱の舗装工事の等級格付を受けた者とみなす。

5　この要綱の施行の際現にされている旧要綱第4条第1項の規定による入札参加資格の審査の申請は、新要綱第4条第1項の規定による入札参加資格の審査の申請とみなす。

附　則(令和元年6月1日告示第36号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

1　この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

2　この要綱による改正後の八峰町建設工事入札制度実施要綱別表第2の規定は、令和元年6月1日以降に公告等を行う建設工事から適用し、同日前に入札公告等を行う建設工事については、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資格審査を行う工種及び有資格技術者の保有状況 | | |
| 工種 | 格付 | 技術者資格及び人数 |
| 一般土木工事 | Ａ | 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(土木) 10人以上(うち1級4人以上) |
| Ｂ | 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(土木) 5人以上(うち1級1人以上) |
| Ｃ | 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(土木) 3人以上 |
| Ｄ | 上記以外で県の許可を有するもの |
| 法　面 | Ａ | のり面施工管理技術者　1人以上 |
| 建築一式工事 | Ａ | 1級建築士・2級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士(建築) 10人以上(うち1級4人以上) |
| Ｂ | 1級建築士・2級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士(建築) 5人以上(うち1級1人以上) |
| Ｃ | 1級建築士・2級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士(建築) 3人以上 |
| Ｄ | 上記以外で県の許可を有する者 |
| 電気工事 | Ａ | 1級・2級電気工事施工管理技士 電気主任技術者・電気工事士 6人以上(うち1級2人以上) |
| Ｂ | 1級・2級電気工事施工管理技士 電気主任技術者・電気工事士 3人以上 |
| Ｃ | 上記以外で県の許可を有する者 |
| 給排水暖冷房衛生設備工事 | Ａ | 1級管工事施工管理技士 2級管工事施工管理技士 6人以上(うち1級2人以上) |
| Ｂ | 1級管工事施工管理技士 2級管工事施工管理技士 3人以上 |
| Ｃ | 上記以外で県の許可を有する者 |
| 鋼構造物工事 | Ａ | 1級土木施工管理技士・1級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士(躯体) 4人以上(うち1級2人以上) |
| Ｂ | 1級土木施工管理技士・1級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士(躯体) 3人以上 |
| 舗装工事 | Ａ | 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(土木) 1級舗装施工管理技術者 2級舗装施工管理技術者 10人以上(うち1級土木4人以上、舗装2人(うち1級1人)以上) |
| Ｂ | 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(土木) 1級舗装施工管理技術者 2級舗装施工管理技術者 5人以上(うち1級土木1人以上、舗装1人以上) |
| 一般塗装工事 | Ａ | 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装) 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士(仕上げ) 1級・2級塗装技能士(建築塗装又は鋼橋塗装作業) 5人以上(うち1級2人以上) |
| Ｂ | 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装) 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士(仕上げ) 1級・2級塗装技能士(建築塗装又は鋼橋塗装作業) 3人以上 |
| Ｃ | 上記以外で県の許可を有する者 |
| 造園工事 | Ａ | 1級造園施工管理技士 2級造園施工管理技士 5人以上(うち1級2人以上) |
| Ｂ | 1級造園施工管理技士 2級造園施工管理技士 3人以上 |
| 路面標示 | Ａ | 路面標示施工技能士　2人以上 |
| 解体 | A | 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（土木） 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（建築） 2級建築施工管理技士（躯体） 解体工事施工技士　3人以上（うち解体工事施工技士2人以上） |

　備考　 1　各工種ごとに、建設業法で規定する建設業の種類別技術者資格要件に合致する技術士は1級扱いとする。

2　解体の工種は、平成31・32年度の適用とする。

3　資格審査を受けようとする工種が解体である場合にあっては、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（土木）、1級建築施工管理技士及び2級建築施工管理技士（躯体）は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第4条の規定により解体工事業に関し法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者とみなされる者を含む。

4　資格審査を受けようとする工種が解体である場合にあっては、2級建築施工管理技士（建築）のうち平成27年度までに実施された技能検定の合格者は、登録解体工事講習又は当該技能検定に合格後解体工事に関し1年以上の実務経験がある者とする。

別表第2(第11条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 格付工種と発注工事種別との対応表 | | | |
| 工種 | 発注工事種別 | 発注工事の例示 | 建設業の許可 |
| 一般土木工事 | 一般土木工事 | トンネル工事　橋梁工事　ダム工事　護岸工事　下水道工事（本管埋設）　圃場整備工事　農業用排水路工事（幹線） | 土木工事業 |
| コンクリートブロック据付工事　土工事　掘削・盛土工事　コンクリート工事　地すべり防止工事（土留工等）　地盤改良工事　道路付属物設置工事（防雪柵設置工事　雪崩予防柵設置工事）　杭工事　捨石工事 | とび・土工工事業（※） |
| プレストレストコンクリート工事 | プレストレストコンクリート工事（注1）　ＰＣ床版工事　ＰＣスノーシュッド等工事 |
| グラウト工事 | ボーリンググラウト工事 |
| しゅんせつ工事 | 港湾・河川しゅんせつ工事 | しゅんせつ工事業 |
| 法面工事 | 法面処理工事 | コンクリート・モルタル吹付工事　植生吹付工事　法枠工事　グランドアンカー工事 | とび・土工工事業 |
| 建築一式工事 | 建築一式工事 | 建物の新築　増改築工事 | 建築工事業 |
| 電気工事 | 電気工事 | 発電設備工事　変電設備工事　照明設備工事　信号設備工事　送配電設備工事　構内電気設備工事　ロードヒーティング工事 | 電気工事業 |
| 給排水暖冷房衛生設備工事 | 給排水暖冷房衛生設備工事 | 暖冷房設備工事　厨房設備工事　浄化槽工事　給排水給湯設備工事　管内更正工事　無散水設備工事　空気調和設備工事 | 管工事業 |
| 鋼構造物工事 | 鋼構造物工事 | 橋梁上部工事、門扉設置工事、鉄塔工事、鋼スノーシェッド工事、貯蔵用タンク設置工事　防雪柵設置工事（工場製作） | 鋼構造物工事業 |
| 舗装工事 | 舗装工事 | アスファルト　コンクリート　ブロック舗装工事 | 舗装工事業 |
| 一般塗装工事 | 一般塗装工事 | 建築塗装工事　ライニング工事　鋼構造物塗装工事 | 塗装工事業 |
| 路面標示工事 | 路面標示工事 | 路面標示工事 |
| 機械器具設置工事 | 機械器具設置工事 | エレベーター設置工事　集塵機器設置工事　舞台装置設置工事　遊戯施設設置工事　揚排水機器設置工事　給排気機器設置工事　プラント設備工事　内燃力発電設備工事　ダム用仮設備工事　沈砂池機械設置工事　汚水ポンプ設備工事　反応タンク設備工事（単体）　脱水設備工事（単体） | 機械器具設置工事業 |
| 電気通信工事 | 電気通信工事 | 電気通信機械設置工事　データ通信設備工事　放送機械設置工事　空中線設備工事 | 電気通信工事業 |
| 造園工事 | 造園工事 | 植栽工事　景石工事　広場工事　園路工事　公園設備工事 | 造園工事業 |
| さく井工事 | さく井工事 | さく井工事　観測井工事　井戸築造工事　揚水設備工事　温泉堀削工事　さく孔工事　集排水ボーリング　集水井　無散水融雪施設（揚水井、還元井） | さく井工事業 |
| 水道施設工事 | 上水道施設工事 | 取水施設工事　浄水施設工事　排水施設工事 | 水道施設工事業 |
| 下水道施設工事 | 下水処理施設工事（沈殿池・反応タンク設備等）　下水汚泥処理設備工事（濃縮・消化・脱水設備等）　圧送施設工事　下水集水設備工事 |
| 解体工事 | 土木工作物 解体工事 | トンネル解体工事　橋梁解体工事（注2） | 土木工事業 |
| 建築物解体工事 | 2階建（延床面積がおおむね300㎡以上）及び3階建以上の建築物の解体工事（注3） | 建築工事業 |
| 解体工事 | 平屋建及び2階建（延床面積がおおむね300㎡未満）の建築物の解体工事（注3） | 解体工事業 （注4） |

備考　注1　「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は、「土木一式工事」に該当する。

注2　解体する工事と建設する工事を一の工事として発注する場合は、「土木一式工事」に該当する。

注3　解体する工事と建築する工事を一の工事として発注する場合は、「建築一式工事」に該当する。

注4　それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。

別表第3(第5条、第11条関係)

等級別発注基準表

1　一般土木工事

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 等級 | 基準額 | 特別基準額 | 備考 |
| A級 | 2,000万円以上 | 600万円以上 | 等級の格付は秋田県で格付したものを参考とするが、資格審査委員会で決定する。 |
| B級 | 500～2,000万円未満 | 300～3,000万円未満 |
| C級 | 500万円未満 | 800万円未満 |
| D級 | 100万円未満 | － |

　　※　特別基準額＝前工事・地域性、特異な工事等で特殊な工事の場合。

2　建築一式工事

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 等級 | 基準額 | 特別基準額 | 備考 |
| A級 | 2,000万円以上 | 1,000万円以上 | 等級の格付は秋田県で格付したものを参考とするが、資格審査委員会で決定する。 |
| B級 | 2,000～3,000万円未満 | 700～3,500万円未満 |
| C級 | 500～2,000万円未満 | 500～2,500万円未満 |
| D級 | 1,000万円未満 | － |

　　※　特別基準額＝前工事・地域性、特異な工事等で特殊な工事の場合。

3　上記以外の工事

|  |
| --- |
| 等級にかかわる基準額については、第11条に基づき、その都度資格審査委員会において定めるものとする。 |